

## 同行援護従業者養成研修の研修内容及び担当講師・助手の基準

## 1 同行援護従業者養成研修（一般課程）

|    | 科目             | 時間数 | 目的  | 研修内容   | 講師要件   |
|----|----------------|-----|---|--|--|
| 講義 | 1 外出保障         | 1   | 視覚障害者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者（児）の外出保障を担うことを理解する。                    | 外出保障とは<br>外出保障の歴史<br>外出保障の現状   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■※1 相談支援専門員</li> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</li> <li>□※2 市町村障害福祉主管課職員</li> <li>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</li> </ul> |
|    | 2 視覚障害の理解と疾病①② | 1.5 | 視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。 | 視覚障害者の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）<br>視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント） | <ul style="list-style-type: none"> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士</li> <li>■視能訓練士</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</li> <li>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</li> </ul>  |
|    | 3 視覚障害者（児）の心理  | 1   | 視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理   | 全盲の心理<br>ロービジョンの心理<br>視機能低下の心理<br>障害発生時期の心理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 保健師、看護師</li> </ul>   |

|   |                    |     |  |   |   |
|---|--------------------|-----|--|---|---|
|   |                    |     | 的援助のあり方について理解する。   | 外出時の心理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■心理判定員、臨床心理士</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</li> <li>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</li> </ul>  |
| 4 | 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス | 1.5 | 障害者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解する。 | <p>障害者福祉の動向</p> <p>障害者福祉に関連する法律</p> <p>障害者総合支援法</p> <p>視覚障害に関する施設等</p> <p>障害者を対象としたその他の制度</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■※1 社会福祉士</li> <li>■※1 相談支援専門員</li> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</li> <li>□※2 市町村障害福祉主管課職員</li> <li>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</li> </ul> |
| 5 | 同行援護の制度            | 1   | 同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。   | <p>同行援護以前の外出支援制度の歴史</p> <p>同行援護制度の概要</p> <p>他の外出支援制度との関係</p> <p>同行援護制度の課題</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■※1 相談支援専門員</li> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリ</li> </ul>   |

|       |                   |     |  |   |  |
|-------|-------------------|-----|--|---|--|
|       |                   |     |  |   | <p>リテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 市町村障害福祉主管課職員</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p>   |
|       | 6 同行援護従業者の実際と職業倫理 | 2.5 | <p>従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。</p> | <p>同行援護従業者の業務内容</p> <p>同行援護従業者の職業倫理</p> <p>同行援護の実際（様々な利用者への対応）</p>            | <p>■※1 相談支援専門員</p> <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</p> <p>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p> |
| 講義・演習 | 7 情報提供            | 2   | <p>情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。</p>                                | <p>情報提供とは</p> <p>情報提供の内容</p> <p>場面別情報提供の実際</p> <p>情報提供の配慮</p> <p>演習（3課程度）</p> | <p>■※1 相談支援専門員</p> <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</p> <p>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンタ</p>   |

|             |     |                                    |   |   |
|-------------|-----|------------------------------------|---|---|
|             |     |                                    |   | <p>一学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p>   |
| 8 代筆・代読①②   | 1.5 | 代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。 | <p>代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点）</p> <p>代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの）</p> <p>代読・代筆の具体的な方法</p> <p>演習（代読1題・代筆1題）</p> | <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</p> <p>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p> |
| 9 誘導の基本技術①② | 7   | 誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。              | <p>基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やっていけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換）</p> <p>狭いところの通過、ドアの通過</p> <p>椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）</p>          | <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</p> <p>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p> |

|    |                           |    |   |   |  |
|----|---------------------------|----|---|---|--|
| 演習 | 10 誘導の応用技術（場面別・街歩き）<br>①② | 5  | 様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。 | 共通（トイレ、食事）<br>街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑他、様々なドア、様々な階段）<br>場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭） | <ul style="list-style-type: none"> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</li> <li>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</li> </ul> |
|    | 11 交通機関の利用                | 4  | 交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。          | 電車の乗降<br>バスの乗降<br>車の乗降<br>船・飛行機の乗降  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</li> <li>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者</li> <li>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</li> <li>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</li> <li>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</li> </ul>  |
|    | 計                         | 28 |   |   |  |

2 同行援護従業者養成研修（応用課程）

|    | 科目               | 時間数 | 目的   | 研修内容   | 講師要件  |
|----|------------------|-----|--|--|---|
| 講義 | 1 サービス提供責任者の業務   | 1   | 事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。 | 事業所の体制<br>事業所の役割<br>サービス提供責任者の役割<br>サービス提供責任者の業務 | <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者<br/>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p> |
|    | 2 様々な利用者への対応     | 1   | 利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。                     | 高齢化、障害の重度化・重複化の状況<br>高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点      | <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者<br/>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p> <p>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員</p> |
|    | 3 個別支援計画と他機関との連携 | 1   | サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。    | 個別支援計画の策定<br>関係機関との連携                            | <p>■視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員</p> <p>■※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者<br/>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者</p> <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p>                                     |
|    | 4 業務上のリスクマネジメント  | 1   | 事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者                                 | 事業所のリスクマネジメント<br>同行援護従業者のリスクマネジメント<br>事故発生時の管理体制 | <p>■※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者</p>  |

|  |                |   |                                       |  |   |
|--|----------------|---|---------------------------------------|--|---|
|  |                |   | の派遣にあたり発生の可能性のある事故や発生時の管理体制等について理解する。 |  | □※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員  |
|  | 5 従業者研修の実施     | 1 | 事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。    | 従業者研修の目的<br>従業者研修の内容<br>従業者の質の向上ための工夫      |   |
|  | 6 同行援護の実務上の留意点 | 1 | 同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。      | 同行援護の制度上の留意点<br>同行援護の実務上の留意点<br>介護保険制度との関係 | <b>■</b> 視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員<br><b>■</b> ※1 同行援護従業者養成研修応用課程修了者<br>視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者<br><b>■</b> ※1 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者<br>□※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員 |
|  | 計              | 6 |                                       |  |   |

### 3 講師要件の特例について

講師要件については、原則、上記1及び2に基づくものとするがやむを得ない場合においては当面の間、次のとおり特例資格を適用する。

| 区分    | 研修課程               | 科目        | 講師要件                                    |
|-------|--------------------|-----------|---|
| 特例資格者 | 同行援護従業者養成研修一般・応用課程 | 従前に担当した科目 | 同行援護従業者養成研修一般・応用課程の講師であった者（2回以上の経験のある者） |

#### 表中の摘要

■ 実務経験3年以上を表す

□ 実務経験1年以上を表す

※1 視覚障害者（児）に対する相談・支援業務等に従事した実務経験を有する者であること。

ただし、

◆実務経験3年以上の社会福祉士

◆実務経験3年以上の相談支援専門員

◆実務経験3年以上の視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

- ◆実務経験 3 年以上の同行援護従業者養成研修一般課程修了者
- ◆実務経験 3 年以上の同行援護従業者養成研修応用課程修了者
- ◆実務経験 3 年以上の国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者

については、当該資格の取得や研修修了前の経験も含む。

※2 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員及び市町村職員を講師とする場合は、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していること。